

気づいて！つないで！見守ろう！



～消費者被害防止のために～ 令和5年度VOL.2

新潟県では「消費者安全確保地域協議会」（高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク）の設置促進と活動の活性化を進めています。

市町村の福祉担当職員の皆さんに協力依頼をしました

5月18日(木)に開催された、市町村の高齢者福祉の担当者向けの会議「令和5年度地域支援事業・認知症施策・介護予防等担当者会議」（県高齢福祉保健課主催）にて、消費者被害防止の観点での見守りの必要性をご説明するとともに、消費者安全確保地域協議会の設置・運営への協力支援をお願いしました。今回は、説明した内容を抜粋してお知らせします。

○ 地域の高齢者等の見守りは、安否・認知症・徘徊等の福祉的な観点だけでなく、悪質商法などの消費者被害を防止するという観点も重要です。

○ 消費者安全確保地域協議会があることで、消費生活相談をきっかけに介護サービスや成年後見制度などの福祉サービスに繋がる、という側面もあります。

○ 高齢者等を消費者被害から守るためには、高齢者等と関わる方が小さな変化に「気づき」、相談窓口へ「つないで」支援を求めることが大切です。

○ 日頃から悪質商法や消費者トラブルの情報を、高齢者等を見守る方みんなで共有しておくことが「気づき」のきっかけになります。

○ 市町村においても福祉部門と消費者行政部門との連携をお願いします。

消費生活センターに寄せられた相談から
福祉サービスに繋がっていない高齢者の発見ができた事例

事例1

夫が死亡し年金が減った。妹が私の名義で勝手に契約した携帯電話料金が引き落とされ、私の通帳の残高はゼロだと銀行の窓口で言われた。今は電気やガスが止められ、食べ物も買えない。60歳代の息子が同居しているが引きこもりであり、私の年金で暮らしている。このような生活を続けるくらいなら死にたい。(80歳代女性)

事例2

高齢独居。自分では食事が作れないので、コンビニ弁当を宅配してもらい、それを何回かに分けて食べている。何か利用できる行政サービスがあれば知りたい。(80歳代女性)

事例3

高齢独居。水漏れがあり、業者を呼んで修理してもらったが水漏れが続く。仕方なく、自分では家の中で長靴を履いて暮らしている。きちんと修理してもらいたい。(80歳代女性)

(出典：厚生労働省「令和4年度社会・援護関係主管課長会議資料」) 10

高齢者等への声掛けに活用できる啓発資料

「地域で高齢者を見守るためのハンドブック」(新潟県発行)

新潟くらしの安全から版「きーつけなせや」(新潟県発行)

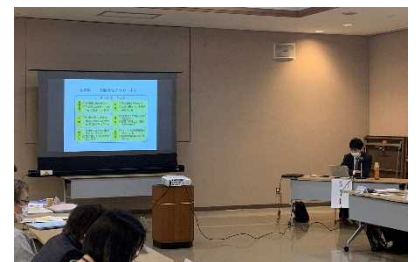
「見守り新鮮情報」(国民生活センター発行)

それぞれ新潟県のHP、国民生活センターのHPからダウンロードできます。

研修会支援事業を実施します

県では、消費者安全確保地域協議会の設置促進及び活性化を図るため、地域の見守り関係者間の連携強化に向けた研修会の企画や講師派遣の支援を行います。詳細は別途、市町村ご担当者様にお知らせしておりますので、ぜひご検討ください。

弥彦村民生委員・児童委員協議会定例会(R4.1)への講師派遣の様子▶



発行 新潟県 総務部 県民生活課(〒950-8570新潟市中央区新光町4番地1)
電話 025-280-5135 FAX 025-283-5879 E-mail ngt010230@pref.niigata.lg.jp
※ この情報紙は新潟県内市町村及び関係団体に向けて発行しています。